平成２２年（フ）第７０号
山形県酒田市遊摺部字南畑120番地の２
債務者　高橋　正志
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
山形地方裁判所酒田支部
平成２２年（フ）第２５２号
群馬県高崎市東国分町557番地１塚田方
債務者　岡崎　勝利
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２２年（フ）第１２５号
千葉県銚子市新生町１丁目46番地の３　琴寄マンション203
債務者　須之内三江
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第１３３号
千葉県銚子市海鹿島町5202番地　坂尾アパート17号
債務者　田村　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第１３６号
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地311号、申立時の住所千葉県匝瑳市野手1191番地１
債務者　江波戸美好
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第６４号
新潟県三条市直江町４丁目12番25号
債務者　原　　学史
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２２年（フ）第６９号
新潟県三条市西大崎２丁目29番21―３号　ほんま荘１号、前住所新潟県三条市中新10番15号　株式会社栄進内
債務者　岡本　信行
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２２年（フ）第７１号
新潟県三条市荻島1363番地
債務者　小野里　治
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２２年（フ）第３４９号
静岡県沼津市柳町３番24号　コーポ鈴伝103号
債務者　羽切　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第４１号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目22番２号
債務者　福田　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２２年（フ）第４５号
京都府亀岡市上矢田町岩田１番地14
債務者　古谷　憲司
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２２年（フ）第１４３号
山口県宇部市明神町１丁目５番15号、旧住所山口県宇部市八王子町１番10号
債務者　林　　久枝
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２２年（フ）第１４７号
山口県宇部市昭和町４丁目７番21号
債務者　岡田　良美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２１年（フ）第１３４１号
北九州市小倉北区中井２丁目５番10―505号、申立時の住所北九州市戸畑区菅原２丁目12番18号
債務者　成本　順子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１２６号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地８　道営住宅14―１号棟302
債務者　森　　明
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（フ）第４７６号
神奈川県平塚市田村２丁目10番６―654号県公社田村共同住宅
債務者　鹿毛アナこと　サンチェス　デ　セミナリオ　アナ　ルイサ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第４７７号
神奈川県平塚市田村２丁目10番６―654号県公社田村共同住宅
債務者　鹿毛ハビエルこと　セミナリオ　クリサント　エドガ　ハビエル
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部